

自営的就労者の法的課題をめぐる比較法シンポジウムの開催のお知らせ

セミナーの目的

最近、政府が呼びかける「働き方改革」の一つとして、ICT（情報通信技術）などを活用したテレワークが注目を集めている。テレワークには、雇用関係の下で行うものもあるが、今後より注目されるのは、フリーランスなど雇用関係の下になく自営的就労者として働くタイプのものである。外国では、自己の所有する自動車などの遊休資産とスマートフォンを活用して、自営的に働くというビジネス（Uber型ビジネス）が急速に広がりつつある。今後日本でも、ICTのいっそうの発展が予想されるなか、このタイプのビジネスが急速な広がりをみせることが予想されている。

労働法の観点からみると、自営的就労者は、これまでほとんど分析および検討の対象外とされてきた。自営的就労者が偽装的なもので、実態は雇用労働者であるというパターンについては議論されることはあったし、また、自営的就労者であっても、特定の発注者に経済的に依存する関係にある場合には、一定の要保護性があるという問題意識は、ドイツやイタリアの議論も参考にしながら学説による若干の検討がなされてきた。

これに対して、純然たる（genuine）自営的就労者については、使用従属関係に置かれず、自らがリスクをとって、自律的に働くものである以上、社会的要保護性がないとされ、基本的には、労働法や雇用政策の対象には置かれていなかった。

しかし、上述のような技術革新にともなうビジネス環境の大きな変化が進行するなか、真正な自営業者が今後大きく増えていく可能性は高い。これまでどおり使用従属性がないタイプの働き方を、法的な検討の対象外としておいてもよいのだろうか。課題は、労働法だけでなく、社会保障法や税法などの領域にも広がりうるが、まずは労働法の観点から、自営的就労という働き方に対して、私たちがどのように向き合っていくべきなのかを探っていくというのが、本セミナーの目的である。

本セミナーには、イタリアの Maurizio Del Conte 氏と Elena Gramano 氏により、自営的就労者の法的規制について先進的に取り組んできたイタリアおよび EU の法制度の状況を紹介いただき、さらに日本と同じような状況に直面している近隣国の韓国と台湾の状況を、それぞれ李鋌氏と李玉春氏にご紹介いただく。それに続き、パネルディスカッションとフロアとの自由討議を行うこととしたい。

日 時： 2月3日 13時～17時50分

場 所： 神戸大学六甲台第1キャンパス 模擬法廷ラクール（変更の場合あり）

使用言語： 日本語（英語の報告には逐語通訳がつきます）

プログラム：

13時00分～13時30分 「日本における自営的就労者の法的地位と雇用政策上の課題」
大内伸哉（神戸大学教授）

13時30分～14時30分 「イタリアおよびEUにおける自営的就労者をめぐる法的問題」
Maurizio Del Conte（イタリア Bocconi 大学教授）および
Elena Gramano（Goethe 大学研究員）

14時30分～15時00分 「台湾における自営的就労者をめぐる法的問題」
李玉春（世新大学副教授）

15時00分～15時30分 「韓国における自営的就労者をめぐる法的問題」
李鋌（韓国外国語大学教授）

15時30分～15時50分 ブレイク

15時50分～16時50分 パネルディスカッション

16時50分～17時50分 自由討議

このセミナーは一般に公開されます。参加を希望される方は、神戸大学社会システムイノベーションセンター（法学研究科資料室内）にまで、ご連絡ください（担当は、田中）。

メールの場合は、tanakayk@pearl.kobe-u.ac.jp、電話の場合は、078-803-6765です。